別記様式（第五条関係）

表面

第　　号

身分証明書

官職又は職名

氏　　名

生　年　月　日

写真

上記の者は、造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第48条第１項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

（　　年　　月　　日まで有効）

厚生労働大臣　　印

裏面

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律抜粋

第四十八条　厚生労働大臣は、支援業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、支援機関に対し、支援業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機関の事務所その他の施設に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三　（略）

（備考）規格は、縦5.4㎝×横8.5㎝とする。

○厚生労働省令第九十八号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十七号）の施行に伴い、並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十九条第六項、第七十条第三項、第七十六条の七第三項、第七十六条の八第二項及び第八十一条の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日　　厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十七条第二項第一号中「検定の申請の」を「医薬品の」に改め、同号イ中「の検定の申請（当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。）」を削る。

第二百条中「第六十条」を「第八十条第一項」に改める。

第二百四十六条中「様式第百三」を「薬事監視員については様式第百三によるものとし、麻薬取締官又は麻薬取締員については様式第百三の二」に改める。

第二百四十九条の五の次に次の一条を加える。

（収去証）

第二百四十九条の六　薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員は、法第七十六条の八第一項の規定により指定薬物若しくはその疑いがある物品を収去しようとするときは、その相手方に、様式第百六の二による収去証を交付しなければならない。

様式第百三第４面中「第４項ぬ」を「第５項ぬ」に改め、同様式第5面を次のように改める。